



令和6年10月31日(木)岐阜県発表資料				
担当課	担 当 係	担当者	電 話 番 号	
管財課	財産企画係	岡田	直通 058-272-1149 内線 2419	
			FAX 058-278-2550	
地域スポーツ課	スポーツ施設係	松原	直通 058-272-8789 内線 2613	
			FAX 058-278-2604	
文化伝承課	教育文化係	蒲	直通 058-272-8756 内線 3142	
			FAX 058-278-2824	
都市公園課	整備管理係	遠藤	直通 058-272-8667 内線 4916	
			FAX 058-278-2776	

## 県有施設のネーミングライツ・パートナーを募集します

県では、民間資金を活用して、持続可能な施設の運営と施設サービスの維持・向上を図り、施設の魅力を高めることを目的として、県の所有する施設に企業名、商品名等を冠した愛称を命名していただくネーミングライツを導入しています。

このたび、新たに13の施設について、ネーミングライツ・パートナー(施設命名権者)を募集することとしました。

つきましては、下記のとおり令和6年11月1日(金)から募集を開始します。

記

#### 1 対象施設・県希望命名権料

別紙参照

#### 2 申込期間

令和6年11月1日(金)から令和6年12月2日(月)まで(必着) (質問受付期間:11月1日(金)から11月21日(木)まで)

#### 3 愛称使用期間

3年以上5年以内

#### 4 愛称の使用開始予定時期

令和7年4月1日から(ただし、各務原公園のみ令和7年7月1日から) ※詳細は協議により決定します。

#### 5 命名条件

公共の施設にふさわしい愛称で、施設の設置目的がイメージでき、親しみやすさ や呼びやすさなど、県民の理解が得られる愛称としてください。

なお、命名していただくのは、施設の愛称であることから正式名称を変更するも のではありません。

## 6 応募資格

法人を対象としますが、公共の施設のイメージが損なわれるおそれがあるなど命 名権を取得させることが適当でないと認められる者は対象外とします。

## 7 応募方法

募集要項を確認のうえ、所定の申込書類に必要書類を添付し、各施設の担当課へ 郵送または持参により提出してください。

募集要項及び申込書類は、各施設の担当課において配布します。また、岐阜県のホームページからダウンロードすることもできます。

<URL>(※) ホームページは11月1日(金)午前8時30分から公開します。 https://www.pref.gifu.lg.jp/site/bid/94470.html

## 【複数の施設への応募について】

いずれか一つの施設に応募、又は複数の施設に応募のどちらも可能です。

複数の施設に応募する場合は、応募金額はそれぞれの施設ごとに設定いただき、 応募書類はそれぞれの施設ごとに作成して提出してください。

ただし、審査手続きを経て、一の応募者が複数の施設の施設命名権の優先交渉権者に選定された場合、優先交渉権者が選定された施設の中から任意に契約を行う施設を選択することはできません。

## 8 費用負担

施設の銘板、敷地内サインの名称変更及び原状復旧については、命名権料とは別に施設命名権者の費用負担により行うこととします。

(施工の範囲、実施時期及び内容は、県と協議のうえ決定することとします。)

#### 9 選定方法

岐阜県指定管理者制度等運用委員会において、応募資格・経営状況・命名権料・ 愛称案等を総合的に審査し、優先交渉権者等を選定します。

その後、選定された優先交渉権者と契約内容について協議を行い、合意に至った 場合、契約を締結します。

詳細については、各施設の募集要項をご確認ください。

# ■対象施設・県希望命名権料

施設名	県希望命名権料 (年額)	担当課
岐阜県長良川スポーツプラザ	144 万円以上	
岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場	162 万円以上	
岐阜メモリアルセンター第一体育館(で愛ドーム)	336 万円以上	
" 第二体育館(ふれ愛ドーム)	207 万円以上	
ル 武道館	104 万円以上	
<b>ル 体育室</b>	114 万円以上	地域スポーツ課
" 陸上競技場(長良川競技場)	782 万円以上	
" 野球場(長良川球場)	317 万円以上	
" 庭球場(長良川テニスプラザ)	115 万円以上	
" 水泳場(長良川スイミングプラザ)	153 万円以上	
岐阜県長良川球技場(長良川球技メドウ)	95 万円以上	
岐阜県先端科学技術体験センター (サイエンスワールド)	257 万円以上	文化伝承課
各務原公園	332 万円以上	都市公園課

<sup>※</sup>県希望命名権料は消費税及び地方消費税別の金額です。

<sup>※</sup>県希望命名権料未満の応募はできません。